

令和5年度

いじめ防止基本方針



東金市立東小学校

東小学校いじめ防止基本方針

I いじめの定義とその防止に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもので、決して許されない行為である。また、いじめは、どの学年、学級でも起こりうるものであり、すべての児童に関わる問題である。

「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、みえない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめの認知

◎過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なことから予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもある。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめとして認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

そのために、「いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が行き届いていることのあかしである」「組織で認知し、対応することが重要である（一人で抱え込まない）」という考えのもと、いじめの認知を正確に行うことは極めて重要なことである。

◎いじめの認知は、以下の点を考慮して行う。

- (1) いじめられた児童の立場に立つ。
- (2) 「いじめの芽」や「いじめの兆候」についても定義に従い、いじめとして認知する。
- (3) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、児童がかかわっている仲間や集団での何らかの関係を指す。
- (4) 加害者、被害者という二者関係だけでなく、所属集団の問題（無秩序性や閉鎖性等）、観衆（はやし立てたりおもしろがったりする）や傍観者（周辺で暗黙の了解を与えている）の存在にも注意を払う。（いじめの四層構造）
- (5) いじめには多様な態様があり、ごく初期段階のいじめ、好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合、外見的にはけんかに見える、本人が否定する、当該児童が知らない、いじめた側といじめられた側が入れ替わる、などの場合をふまえ、以下のように身体的ではない場合も含めて具体的に想定しておく。
 - ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの解消について

◎以下の(1)(2)を確認の上、いじめの解消とする。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害の重大性や状況から目安にかかわらず、その期間を改めて設定し状況を注視する。

(2) 本人及び保護者へ面接で確認すること

被害児童本人、その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。

※上記のいじめが「解消している」状況は、あくまで一つの段階に過ぎず、再発の可能性が十分にあり得ることをふまえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 いじめ防止に関する基本的な考え方

◎いじめの防止は、その言葉のとおり、児童が安心して学校生活を送れるように、いじめが行われなくすることが目的であるが、そのためには、いじめをいち早く発見して拡大しないようにしたり、再発防止に努めたりするだけでなく、いじめを生まない土壌づくり、いわゆる未然防止の視点が大切であり、教育活動全体をとおして、全ての児童の居場所づくりや絆づくりに努めなければならない。同時に、すべての児童に関わる問題としての意識をもち、いじめは許されない行為であることを十分理解させ、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」という防止への強い意志を育てていかなければならない。また、防止への対策は、保護者や地域あるいは関係機関との連携のもとに、組織的に推進されなければならない。

5 いじめ防止基本方針策定の観点

- (1) 「未然防止のための環境づくり」「早期発見のための手立て」「発見後の適切な対応」の3つの観点から策定する。
- (2) 本校の実態をふまえ、全児童、全保護者、全教職員に関わる問題として策定する。
- (3) 生徒指導委員会(いじめ防止対策委員会)を組織し、関係機関との連携を含めて組織的に対応するものとして策定する。
- (4) PDCAサイクルの機能をもたせ、点検、評価、改善、公表をしていくものとして策定する。

Ⅱ いじめ防止のための具体策

1 未然防止のための環境づくり

◎以下の(1)～(6)の具体策は、いじめそのものに対する未然防止策といじめを生まない土壌づくりという2つの視点から設定したものである。そして、これらの具体策は、目的や時間を共有して行うものである。また、いじめ加害者の背景にあるストレス(イライラ感、無気力感、身体の不調など)やストレス(ストレスをもたらす競争的価値観、学習・教師・友人・家族に関する嫌なこと)について発生の緩和を目指す取組でもある。

(1) 一人一人の居場所がある学級づくり

いじめを生まない環境づくりとして、児童が学級に居場所をもち、他の児童に認められる存在になるように、一人一人の心に目を向けた学級づくりに努める。

- ① 一人一人の居場所づくり(自己有用感の高まる場づくりをあらゆる場面で)
 - ② 基本的生活習慣の育成
(月別生活指導目標、生活目標(児童会)、「東小の約束」の活用)
 - ③ 道徳授業の充実
(善悪の判断・自律・自由と責任、親切・思いやり、公正・公平・社会正義、生命の尊さ)
(道徳映像教材の活用「ひびけ、心のリコーダー」)
 - ④ 保健指導、健康教育の充実(ストレスの解消、心の健康)
 - ⑤ 自治的(集团的)活動体験の充実
(みんなで決めて、みんなで取り組み、みんなで評価する活動の位置づけ)
 - ⑥ 豊かな人間関係づくり実践プログラム(ピアサポート)を活用した授業の充実
 - ⑦ 読書活動の充実(朝の読書や学校図書館活用の推進)
- ※特に配慮が必要な児童については、教職員が個々の児童の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行う。また、保護者との連携や周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ① 発達障害を含む、障害のある児童
 - ② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなど、海外につながる児童
 - ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ④ 東日本大震災に伴う災害によって避難している児童

(2) 生徒指導の機能を生かしたわかる授業づくり

学校生活の大部分を占める授業の中で、自己有用感を高める工夫をする。また、自信のなさや不安(消極的・否定的な態度)を解消し、冷やかしやからかいなどを除去する授業づくりを目指す。

- ① 自己有用感を高める授業づくり
(自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育成する)
- ② 楽しくわかる授業づくり(学力向上策の推進、ストレスの緩和)
- ③ 学習規律や学び方を身につけさせる授業づくり
- ④ 主体的、対話的で深い学び(授業研究)
- ⑤ 個別のニーズに応じた指導の充実(特別支援教育、TT)

(3) 人間関係を構築する特別活動

学級経営だけでなく、教育活動全体で望ましい集団づくりをする。特に、特別活動を重視し、いろいろな集団や活動の中で経験させることにより、人間関係を軸とする社会性を培う。

- ① 全校集会の充実（児童交流会、いじめゼロ集会、6年生を送る会）
- ② 異学年交流活動の充実（児童交流会）
- ③ 児童会活動の充実（あいさつ運動、各委員会活動、壮行会）
- ④ 学校行事の充実（運動会等の体育的行事等）
- ⑤ ボランティア活動の充実（あいさつ運動、落ち葉掃き、読み聞かせ）
- ⑥ 社会体験、交流体験、感動体験（外部人材の活用）
（職場見学、お年寄りや幼稚園児との交流会、福祉体験学習、こころの劇場）
- ⑦ 特別クラブ指導の充実（過度の競争意識や勝利至上主義の排除）

(4) いじめ防止理解のための活動

「いじめ防止」そのものを対象とした取組として、いじめという行為や要因、影響の理解、いじめられたときの対応、未然防止について、より具体的に知らせたり、考えさせたりさせる。

- ① いじめゼロ集会（スローガンづくり）…暴力や暴言、いじめの排除宣言（掲示）
- ② いじめの理解と防止（道徳の授業や掲示物）
- ③ 人権カレンダーの作成、人権の花の栽培、人権教育
- ④ いのちを大切にするキャンペーンの実施
- ⑤ いじめ相談窓口や相談ダイヤル等の周知
- ⑥ 情報モラル教育（ネットいじめの防止）

(5) 保護者や地域への理解

いじめの防止について、児童を取り巻く全ての環境からアプローチできるようにするために、保護者や地域、関係機関の方々と連携の強化を図る。また、学校外で起きることも想定して協力を依頼する。

- ① 年度当初の「学校いじめ防止基本方針」の周知（学校だより、ホームページ）
- ② 道徳授業の公開（授業参観、フリー参観）
- ③ 家庭連絡の重視（連絡帳、電話、家庭訪問、学級だより）
- ④ 学校支援ボランティアの活用（防犯パトロール、読み聞かせ）
- ⑤ 学校評議員への周知（各会議での情報交換）

(6) 教職員の研修

教職員のいじめへの認識や、未然防止から発見後の対応に至るまでの理解、いじめを引き起こしたり助長したりする要因となる言動や体罰について、定期的に研修を重ねる。

- ① いじめにつながる教師側の言動や体罰に関する研修
- ② 道徳教育に関する研修
- ③ 特別支援教育に関する研修（インクルーシブ教育、発達障害、合理的配慮）
- ④ いじめの理解と防止のための研修（国立教育政策研究所作成の資料の活用）
- ⑤ 生徒指導の機能を生かした授業研究（相互授業参観）
- ⑥ いじめ防止に関する外部講師による研修（情報モラル、事例研究）

2 早期発見のための手立て

(1) 教育相談体制の充実

些細なことでも軽視しない積極的な認知を心がけ、教員一人の判断ではなく、組織として複数で判断するとともに、心理的な配慮のもと、事実把握を行う。また、プライバシーや秘密保持への配慮を必ず遵守する。

- ① 情報の共有と記録の積み重ね（組織への報告と後追いノートへの記録）
- ② アンケート調査（東っ子相談カードの実施：年3回）
- ③ 教育相談月間（アンケートをもとにした一人一人への教育相談の実施：年3回）
- ④ 教育相談箱（東っ子ポストの設置：常置，毎日の点検）
- ⑤ 子どもの心を大切にするアンケートの実施（市教委）
- ⑥ 学校生活アンケートの実施（県教委）

(2) 教師の力量の向上

「1（6）」とも関連するが、早期発見や早期対応につながる積極的認知をするためには、教師の観察力をはじめとする力量を高める必要があり、その感覚が日常的になるようにする。

- ① 日常の観察力の向上
（朝、休み時間、授業、給食、清掃、放課後、保健室、生活ノートや日記、雑談）
- ② 情報収集力、伝達力の向上（担任以外の教職員との情報交換及び連携）
- ③ 認知力の向上（事実記録の積み重ね、「いじめのサインチェックシート【教師用】」の活用）
- ④ 教育相談力の向上（児童や保護者等からの情報や相談を誠実に受ける姿勢）

(3) 児童や保護者等への理解と周知

早期発見は、教師一人では難しく、いじめが陰湿であればなおさらである。情報収集について、児童、保護者、教職員、地域へ積極的に情報収集を呼びかけていく。

- ① 相談窓口の周知（教頭、養護教諭、相談担当4名、SC、子どもと親の相談員の計8名）
○いじめ相談は卑怯ではなく、適切な行為であり、話す勇気をもたせる。
- ② 学校外の相談ダイヤルの周知
○子どもと親のサポートセンター 0120—415—446
E-mail saposoudan@chiba-c.ed.jp
○総合教育センター特別支援教育部 043—207—6025
E-mail sosesoudan@chiba-c.ed.jp
○24時間子供SOSダイヤル 0120—0—78310
○ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター） 0120—783—497
○子ども人権110番（千葉地方法務局人権擁護課） 0120—007—110
○千葉いのちの電話 043—227—3900
○東上総児童相談所 0475—27—1733
○ライトハウス ちば（千葉県こども・若者総合相談センター） 043—301—2550
火～日10時00分～17時00分 ※月曜が祝日の場合は相談受付あり，翌火曜休み
E-mail lighthouse@abeam.ocn.ne.jp
※子ども・若者の抱えるあらゆる問題や悩み事に関する相談（相談先の紹介）
○東金市・いじめ生徒指導相談窓口（学校教育課内） 0475—50—1204
○東金市家庭教育相談室（生涯学習課内） 0475—54—0783
○東金市家庭児童相談室（子育て支援課内） 0475—50—1168
○山武郡市教育相談センター 0475—54—0367
- ③ 「いじめのサイン発見シート」の活用
○家庭での早期発見のためにチェックシートの活用を呼びかける。

3 発見後の適切な対応

(1) 組織的な早期対応

教師一人で対応するのではなく、組織として全て相談、判断し、対応する体制づくりを進める。ただし、暴力行為が目の前で起きていれば、即座に止める。

- ① 児童の緊急的安全確保（暴力阻止）
 - 目の前の暴力は止める。その他、いじめられた児童の安全が脅かされる場合は、速やかに避難などの安全を確保する緊急的措置をとる。
- ② 報告・連絡・相談の徹底（管理職への報告）
 - 一人で安易に判断せずに、些細なこと、あるいは疑いであっても管理職（生徒指導主任→管理職）へ報告し、生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）で判断する。
- ③ 情報の共有と記録
 - 生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）で情報を共有し、対応を判断する。結果的にいじめの判断をしない場合でも、担任が記録し保存しておく。
- ④ 生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）の開催
 - 管理職は、生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）の開催の必要を判断し、指示する。

※教職員が、いじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法第23条1項の規定に違反することにもなり得る。

(2) 事実確認

一方的な解釈による対応は、決めつけや誤解という二次被害を起こしたり、事態を拡大させたりするので、正確な事実確認やいじめの判断をする。また、重大事態の判断も必要となるので、慎重にもれ落ちなく行う。

- ① 被害児童、加害児童への事情聴取（複数対応）
 - 誰が対応するのか、どのような場所で、どのような方法で行うのか考える。
- ② 被害児童、加害児童以外への事情聴取（複数対応）
 - 他の児童の情報や保護者の情報が必要な場合は、①と同様に聴取を実施する。
- ③ 聴取内容は、5W1H（6W2H）の原則で行う
 - Who, Whom：誰が（一人なのか、複数なのか）、誰を
 - What：何を（いじめたのか否か）
 - When：いつ（複数回なのか、いつからなのか）
 - Where：どこで（場所はどこか）
 - Why：なぜ（理由は何か、きっかけがあるのか、継続している理由は何か）
 - How, How much：どのように（どんな方法なのか）、どれだけなのか

(3) いじめられた児童や保護者への対応

いじめられた児童に責任はなく、いじめから守り抜くことをしっかりと伝え、自尊心を高められるように、継続的な心理的支援を保護者や関係機関と連携しながら進めていく。

- ① 事情聴取
 - プライバシーに配慮しながら聴取する。
 - 不明な点やつじつまが合わない点がある場合は再聴取する。再聴取の際、1回目との重複をできるだけ避ける。
- ② 児童を支える体制づくり
 - いじめられる理由や責任はないことを伝える。
 - 秘密保持、いじめから守り抜く姿勢が大前提である。不安を除去し、必要に応じて安心して教育を受けられる環境を整える。(いじめた児童と離す等)
- ③ 保護者への連絡
 - 家庭訪問等で、保護者に事実や今後の対応を迅速に伝える。本人の心の苦しみを中心にじっくりと話を聞く等、継続的な心のケアや見守りを願います。
- ④ スクールカウンセラー（SC）の要請
 - 恐怖心など、心理的な不安定さが認められる場合は、スクールカウンセラー（SC）を要請する。
- ⑤ 支援の継続
 - いったんの解決後も観察を継続し、情報を収集するとともに心理的ケアなどの支援も保護者と連携しながら継続していく。

(4) いじめた児童や保護者への対応

いじめた児童には、自らの行為に責任をもたせるとともに、毅然とした対応をする必要があるが、孤立感や疎外感を与えないような教育的な配慮のもと保護者や関係機関と連携しながら進めていく。

- ① 事情聴取
 - プライバシーに配慮しながら聴取する。事実確認を優先し、児童の言い分はそのあとで聴く。
 - 不明な点やつじつまが合わない点がある場合は再聴取する。再聴取の際、「3（2）事実確認」との重複をできるだけ避ける。
- ② 再発防止に向けた指導（複数であれば一人ずつ）
 - 児童が抱える問題やいじめた背景を考えながら、教育的配慮のもと指導する。
 - いじめた責任や事の重大さを理解させるとともに、再発防止に向けた今後の行動の仕方について指導する。場合によっては、指導計画を作成したり、懲戒を与えたりする。また、被害児童に圧力をかけないことを約束させる。
- ③ 保護者への連絡
 - 家庭訪問等で、保護者に事実や今後の対応を迅速に伝える。自分の起こした行為と向き合い、責任を自覚し、よりよく成長するための家庭の協力をお願いする。
- ④ スクールカウンセラー（SC）の要請
 - 責任を痛感するあまり、心理的な不安定さが認められる場合は、スクールカウンセラー（SC）を要請する。
- ⑤ 支援の継続
 - いったんの解決後も観察を継続し、情報を収集するとともに行動や言動についての支援も保護者と連携しながら継続していく。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

自分の問題としてとらえさせるとともに、観衆や傍観者もいじめに加担する行為になることを理解させる。また、所属集団のあり方についても考えさせ、誰かに知らせる勇気をもたせる。

- ① 事情聴取
 - いじめの事実を話すことは「チクリ」などではなく、苦しむ人を救う行為であると伝える。そして、観衆や傍観者であったことを責めずに事実確認を行う。
- ② 加担行為の理解
 - 観衆や傍観者であっても、いじめの加害者あるいは助長させる側になることを事案と重ねて理解させる。
- ③ 学級（集団）全体の話し合い
 - 学級（集団）の約束として、互いに力を合わせて防止策を考えさせ、再発防止に向けた気持ちを高揚させる。
- ④ 加害者、被害者への配慮
 - 心理的な重圧をかけない日常の接し方になるようにするとともに、様子の変化や心的変化に気づいたときは知らせるように指導する。
- ⑤ 好ましい集団活動の醸造
 - 被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるように指導する。

(6) ネットいじめへの対応（インターネットによる掲示板への書き込み）

学校単独ではなく、プロバイダや関係機関と連携しながら迅速に削除するとともに、拡大したり繰り返されたりしないような体制づくりを徹底させる。

- ① 書き込みの確認，教育委員会への報告
 - サイトの掲示板を確認し，画面を保存・印刷し保管する。
 - 教育委員会に報告し，対応について協議する。
- ② 被害児童，保護者との話し合い
 - 家庭訪問し，被害児童，保護者と話し合う。（複数対応，電話で済ませない）
- ③ 速やかな削除
 - プロバイダや警察，法務局へ連絡・相談し，直ちにネット上から削除する。
- ④ ネットパトロールの依頼
 - いじめが継続しないよう，また，同様のいじめが起きないように，市当局へネットパトロール（監視）を依頼する。
- ⑤ スクールカウンセラー（SC）の要請
 - 心理的な不安定さが認められる場合は，スクールカウンセラー（SC）を要請する。
- ⑥ 情報モラルの再指導，再啓発
 - 児童及び保護者，地域に向けて，プライバシーに配慮しながら，再発防止に向けた情報モラルについて周知させる。
 - ※インターネット上のいじめは，刑法上の名誉毀損や侮辱罪，民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解し，重大な人権侵害にあたる行為であることを理解させる取組を行う。

(7) 自殺の可能性がある児童への対応

教師一人で対応するのではなく、情報を共有し必ず組織で対応する。安易に励ましたり、叱ったりしなどせず、TALKの原則で児童に対応するが、目の前で自殺する危険性を感じ取れば、即座に止め安全を確保する。

①対応の原則

○できること

- ・児童が置かれている状況を受け止め、その子の気持ちや立場に立って、ともに問題解決を考えること。受容と共感をはっきりと示すこと。
- ・児童の話にじっくりと耳を傾け、判断や評価をせずに穏やかに話を聴くこと。
- ・安易な励ましや安請け合いは慎むこと。

●やってはいけないこと

- ・「死ぬ気でやれば何でもできる」「もっとがんばれ」などの一方的な励ましや的外れな助言をすること。
- ・児童を責めたり、非難したり、評価したりすること。
- ・児童からの相談を二人だけの「秘密」にすること。

TALKの原則

T (Tell) : 行動の変化に気づき、心配していることを言葉で伝える。

A (Ask) : 「死にたい」という気持ちについて、尋ねる。

L (Listen) : 絶望的な気持ちを受容し傾聴する。

K (Keep safe) : 安全を確保し相談機関などに情報を確実につなぐ。

②対応の留意点

○一人で抱え込まない

生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）で情報を共有し、組織で対応する。多くの視点から児童を見ることで児童に対する理解を深めるとともに、担任の不安感を軽減する。

○一喜一憂しない

児童の言動を良し悪しで判断するのではなく、そうならざるを得なかった状況を理解し、継続的に信頼関係を築くことが大切である。

(8) 教職員の研修

事後対応は、組織の判断をもとに行われるが、各担任に委ねられる部分も多い。よって、適切な事後対応の仕方について、理解度の差による二次被害やいじめの継続や繰り返しが生じないように十分研修を積み重ねる。

① 事情聴取の仕方の研修

- ② いじめられた児童，いじめた児童，いじめが起きた集団への指導の仕方の研修
- ③ プライバシーなど，上述した心理的ケアをともった対応の仕方の研修
- ④ 保護者への伝達及び協力依頼，助言の仕方についての研修

(9) 重大事態への対応

重大事態の判断は学校の組織が一応の判断をするが、難しい場合は市教育委員会と相談しながら、調査の主体とあわせて判断していく。

① 重大事態の判断（いじめ防止対策推進法第28条）

- ◎いじめにより児童の生命、心身又は財産に**重大な被害**を生じた**疑い**があると認めるとき
- ◎いじめにより**相当の期間**学校を欠席することを余儀なくされている**疑い**があると認めるとき
- ◎被害児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し出があったとき

※「重大な被害」とは、自殺を企図した場合、
身体に重大な障害を負った場合、
金品等に重大な被害を被った場合、
精神性の疾患を発症した場合 などが想定される。

※「相当の期間」とは、30日を目安とするがそれに限らない。一定期間連続しているような場合などは、迅速に対応する。

② 判断後の対応

○速やかに、市教育委員会また学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査を行う。

※詳しくは、「V いじめ防止のための組織及び対応フロー図 (3) 重大事態対応フロー図」を参照。

Ⅲ 基本方針の公表、点検、評価

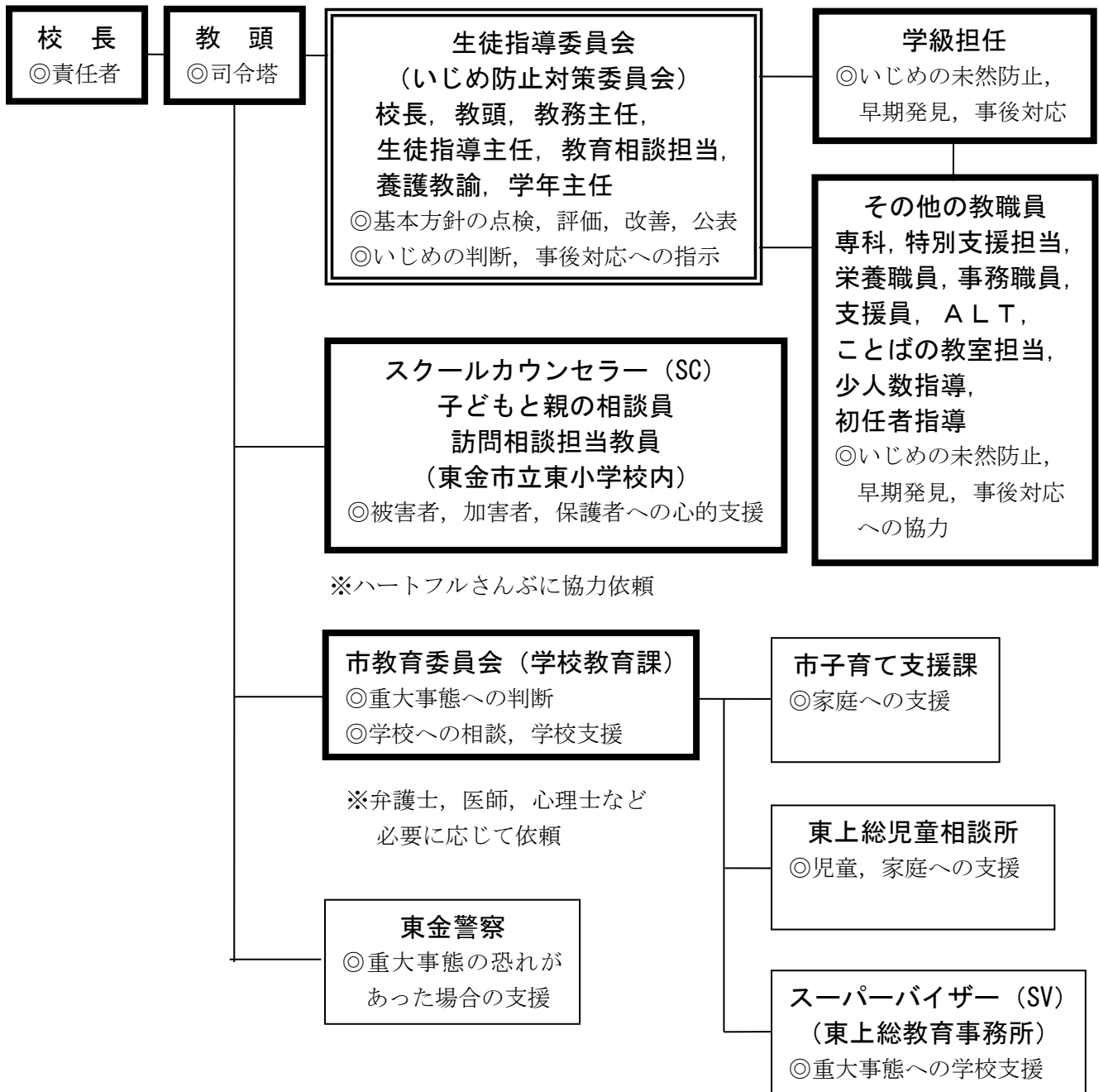
- 1 「東小学校いじめ防止基本方針」について、ホームページで公表し、保護者・地域へ周知し、理解を得る。
- 2 いじめに関する調査やその分析を行い、結果に基づいた対応をする。
- 3 学校評価アンケート等の実施により、いじめ問題への取り組みを保護者・児童・職員等で評価し、見直す。
- 4 年度ごとに、「東小いじめ防止基本方針」に基づく取り組みをPDCAサイクルの手法を用いて検証し、より実効性のあるものにしていく。
- 5 新しい県の方針が出た際には、「東小いじめ防止基本方針」の見直しを実施する。

IV いじめ防止対策年間計画

月	主 な 取 り 組 み
4	学校いじめ防止基本方針の確認 入学式（11日） ・ SOSの出し方教育 地区確認（26～27日） ※いじめ防止啓発強化月間
5	いじめゼロ集会「いじめゼロ宣言」 運動会（27日）
6	いじめ早期発見アンケート 教育相談月間①（ふれあい月間） ・ 東っ子相談カードの実施後，児童との個別面談
7	保護者との個人面談（21日・24日・25日）
8	職員研修（いじめの防止について）
9	4年人権教室
10	いじめ早期発見アンケート
11	教育相談月間②（ふれあい月間） ・ 東っ子相談カードの実施後，児童との個別面談
12	人権カレンダー作成（2年に1回） 保護者との個人面談（希望）（21日・22日）
1	学校生活アンケート
2	子どもの心を大切にするためのアンケート（東金市全校実施） 教育相談月間③（ふれあい月間） ・ 東っ子相談カードの実施後，児童との個別面談 6年生を送る会（29日）
3	卒業式（14日） 学校いじめ防止基本方針の見直し

V いじめ防止のための組織及び対応フロー図

1 いじめ防止のための組織（いじめを認知した場合、太線枠には原則的に連絡する）



2 いじめの認知から事後対応までのフロー図

●いじめの疑いがある事案の認知

★児童や保護者からの情報の場合は、丁寧に受け入れ、調査後に報告することを約束。

【注】 児童の緊急的安全確保をする。(暴力を止める、いじめた児童から離す等)

- ① 管理職への報告 (または、生徒指導主任へ報告し、管理職へ報告)
- ② 記録簿への記入 (管理職が、担任に記述を指示)
- ③ 生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会) 開催の決定と召集 (管理職が最終決定)

●認知後の事実確認

★生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会) が方法を決定し、生徒指導主任、相談窓口、学年主任、学級担任等、複数で速やかに対応。

【注】 一方的な解釈は禁物。決めつけや誤解を起こしたり広げたりしない。

- ① 被害児童、加害児童への聴取 (誰が、どこで、どのような方法で)
- ② 被害児童、加害児童以外の児童への聴取 (誰が、どこで、どのような方法で)
- ③ 聴取内容の共通理解 (5W1Hまたは6W2H)

●確認後の事後対応

★生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会) が方法を決定し、市教委へ報告。重大事態発生の場合は、市教委と協議のうえ対応。※「3 重大事態対応フロー図」を参照

【注】 対象児童の心的不安、背景、抱える問題、集団の質を考慮し、プライバシーに配慮して対応する。必要に応じて、関係機関への協力を依頼する。

- ① 再事情聴取の必要性の確認 (必要であれば、事実確認に戻る)
- ② いじめられた児童や保護者への対応 (複数対応：担任、学年主任、教頭)
○児童を支える体制、保護者への連絡、スクールカウンセラーの要請
- ③ いじめた児童や保護者への対応 (複数対応：担任、学年主任、教頭)
○再発防止に向けた指導、保護者への連絡、圧力防止の指導
- ④ いじめが起きた集団への働きかけ (複数対応：担任、学年主任)
○加担行為の理解、集団全体での話し合い、被害児童・加害児童への配慮
- ⑤ ネットいじめの場合の対応
○速やかな削除、ネットパトロールへの依頼、情報モラルの再周知

●解決後の継続的な支援

★いったんの解決後も、観察を継続し、情報収集に努め、言動についての支援も保護者との連携の上で継続。

3 重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を市教育委員会へ報告

重大事態の発生

- 市教育委員会に重大事態の発生を報告（市教育委員会から地方公共団体の長等に報告）
- ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

★市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- これまでに学校で先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会が調査主体となる場合

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力